

理事・評議員名簿

	お名前	就任年月日
理事	坂本 翔子	令和3年6月21日
	中西 晴之	令和3年6月21日
	井上 淳子	令和3年6月21日
	鹿野 融完	令和3年6月21日
	櫻井 正明	令和3年6月21日
	開地 久美子	令和3年6月21日
評議員	布川 美由紀	平成29年4月1日
	出口 博喜	令和3年4月1日
	渡邊 雅子	平成29年4月1日
	河上 眞美	平成29年4月1日
	並木 松太郎	平成29年4月1日
	加藤 良次	令和2年4月1日
	平野 章	平成30年4月1日
監事	本間 薫	令和3年6月21日
	岡村 絵理	令和3年6月21日

第3号議案 役員等報酬基準の件

社会福祉法人グリーン 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人グリーン（以下「法人」という。）が、定款第8条および第21条の規定に従い法人の役員および評議員に支払う報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人グリーン定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決及び評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成20年3月10日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日より改定し施行する。(対象となる出席機会の増加)

この規程は、平成27年5月22日より改定し施行する。

この規程は、平成29年4月1日より改定し施行する。